

令和8年度中小企業脱炭素経営強化促進事業 募集要項

1 目的

パリ協定を契機として、企業は投資家等からパリ協定が求める水準と整合した意欲的な排出削減目標（SBT^{※1}）の設定等が求められており、カーボンニュートラルの視点を織り込んで経営戦略や事業方針を決定する「脱炭素経営」が進められています。また、大企業はサプライチェーン全体での排出削減が求められており、サプライチェーンを構成する多くの中小企業においても、排出削減に向けた目標設定や実効性ある削減計画の策定など、脱炭素経営体制の構築が必要となっています。

一方で、中小企業においては財政面や人材面、知識や情報面等での制約があり、大企業と比べ脱炭素経営の取組が進みにくい状況があります。

このため、本事業では、愛知県内の意欲ある中小企業を対象に無料で専門のアドバイザーを派遣し、SBTの設定や、省エネ診断の実施、排出削減計画や脱炭素経営ロードマップの策定等を支援します。また、中小企業と関連するサプライチェーン下流の大企業や業界団体等の連携パートナーと協力した事例展開を支援します。

つきましては、本事業による支援を希望する中小企業及び連携パートナーを以下のとおり募集します。

※1 SBT (Science Based Targets)

SBTは、パリ協定が求める水準と整合した、5～10年先を目標年として企業が設定する削減目標。

CDPやWWF等が共同で運営するSBTイニシアチブ（SBTi）が、企業の設定した削減目標を検証し、その目標が要求基準を満たしていればSBT目標として認定。

SBT認定には、事業者の直接排出（Scope 1）及び電気等の使用に伴う間接排出（Scope 2）を対象とする「中小企業版」と、サプライチェーン全体の排出（Scope 1～3）を対象とする「通常版」がある。

2 募集概要

（1）募集対象

愛知県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業であって、SBTiが定義する中小企業（SME）に該当し、本支援を活用して、中小企業版のSBT認定取得を目指し、排出削減計画や脱炭素経営ロードマップの策定に取り組む意欲のあるもの

※ 支援後にそのネットワークを生かして他の中小企業等への事例展開に協力可能な、中小企業が関連するサプライチェーン下流の大企業、所属する業界団体や経済団体、取引金融機関等の連携パートナーとの共同での申請とします。なお、中小企業及び共同申請者（連携パートナー）の応募は各々1件のみとします。

(参考) 中小企業版 S B T の認定対象となる中小企業 (SME) の要件

<p>【必須】 下記の 4 項目を全て満たすこと</p> <p>① Scope 1 とロケーション基準の Scope 2 の排出量合計が 10,000t-CO₂e^{※2} 未満</p> <p>② 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されていないこと</p> <p>③ SBTi が策定したセクター別基準に基づく目標設定を求められていない</p> <p>④ 通常版の S B T に該当する親会社の子会社でない</p>	<p>【左記に加え、以下の 4 項目のうち 3 項目以上が該当すること】</p> <p>① 従業員が 250 名未満^{※3}</p> <p>② 売上高が 5,000 万ユーロ未満 (約 92 億円^{※4})</p> <p>③ 総資産が 2,500 万ユーロ未満 (約 46 億円^{※4})</p> <p>④ 森林、土地及び農業 (FLAG) セクターに分類されないこと</p>
--	--

※ 2 CO₂ 排出量が 10,000t となる場合の年間エネルギー使用量の目安

- ・ 電気 約 23,750 千 kWh
- ・ 都市ガス 約 4,880 千 Nm³
- ・ L P G 約 3,340t
- ・ ガソリン 約 4,370k1
- ・ A 重油 約 3,630k1
- ・ 軽油 約 3,820k1

※ 3 組織が雇用する全ての従業員数。パートタイマーの従業員を含む。

※ 4 2026 年 4 月末時点の為替レートによる目安

(2) 募集企業数

5 社 (先着順)

(3) 募集期間

2026 年 6 月 15 日 (月) から 2026 年 8 月 31 日 (月) まで (募集企業数に達し次第終了)

(4) 費用

無料 (自らの交通費や通信費等は除く)

(5) 支援期間

支援企業の決定後から 2027 年 3 月 29 日 (月) まで

(6) 支援内容

本事業では、支援対象の中小企業に対し、次の支援①～支援③の内容について、愛知県の委託する専門業者が無料で支援を行います。

なお、支援の方法は、アドバイザーの派遣による個別支援とし、原則、支援企業の事務所等への訪問により実施します (支援対象企業の意向により一部オンライン等での実施も可能)。

また、必要に応じて、メールや電話等によるフォローも実施します。

支援①: S B T の認定基準に合致した排出量削減目標等の設定支援

中小企業に対し、以下ア、イについて支援を実施します。

ア 温室効果ガス排出量の算定支援

- ・ 企業全体の Scope 1、Scope 2 の算定
- ・ Scope 3 の 1 カテゴリー以上の算定

※ 必要なデータの収集及び提供は、支援対象の中小企業に実施いただきます。また、算定に必要なデータが揃わない場合は一部算出ができないことがあります。

イ 温室効果ガス削減目標の設定支援

アの算定結果を踏まえた、中小企業版S B T認定基準に合致した目標の設定

※ 認定申請の手続きに関するアドバイス等を含みます。ただし、申請に係る費用については、中小企業の負担となります。

支援②：削減計画・脱炭素経営ロードマップ策定支援

中小企業に対し以下ア～ウを実施し、具体的な削減対策を抽出するとともに、排出削減計画の策定、脱炭素経営のためのロードマップ作成を支援します。

ア 省エネ診断の実施

中小企業に対し、エネルギー管理士等の資格を有する専門技術者を派遣し、以下の内容による省エネ診断を実施します。（1 中小企業あたり 1 事業所を対象とします）

（省エネ診断の内容）

- ・事業所の主要設備の稼働状況及びエネルギー使用状況等の調査
- ・省エネ余地の診断（設備の条件設定、使用方法又は維持管理方法等の運用改善、設備の更新・導入、機能の追加等による省エネ余地）
- ・省エネ以外の温室効果ガス排出量削減余地の診断（エネルギー転換、再エネ導入等による削減余地）
- ・省エネ対策によるエネルギー使用量、コスト及び温室効果ガス排出量削減量の算定
- ・省エネ対策の実施に要する費用及び投資回収年数の算定

イ 削減目標達成に向けた削減計画の策定支援

設定した削減目標や省エネ診断の結果等を踏まえ、3～5か年程度の中期削減計画の策定を支援します。

ウ 脱炭素経営ロードマップの作成支援

脱炭素経営に取り組むための社内方針や推進体制等の体制構築に係るコンサルティング支援を行い、脱炭素経営ロードマップの作成を支援します。

支援③：連携パートナーとの協働による事例展開の支援

一連の支援内容について、脱炭素経営の進め方やポイント等を整理の上、関連するサプライチェーンや業界団体等における展開に活用可能なコンテンツを作成します。

また、共同申請者である連携パートナーと協力し、作成したコンテンツを活用した好事例の発信、事例展開を支援します。

※ コンテンツ作成や事例展開の内容等については、中小企業や連携パートナーと調整の上進めることとします。

3 応募手続

(1) 応募方法

本募集要項の内容を確認のうえ、応募申請書に必要事項を記入し、「(2) 提出先・問合せ先」へ電子メールにより提出してください。（メールの件名を「中小企業脱炭素経営強化促進事業申込」としてください。）

なお、送信後は必ず以下の提出先に電話し、受信確認をお願いします。

(2) 提出先・問合せ先

愛知県環境局地球温暖化対策課 計画推進グループ

電話：052-954-6242

電子メール：ondanka@pref.aichi.lg.jp

4 採択方法・採択結果

応募条件を満たしている企業等を対象に、先着順で支援対象とする中小企業等を決定します。なお、必要に応じて、応募申請書等の内容について確認する場合があります。

採択結果については、各申請者宛てに通知します。また、支援確定後、事務局（委託業者）から支援のスケジュール等について別途連絡します。

5 応募条件

①中小企業

以下の（１）～（11）について同意する中小企業とします。

- (1) 県税の滞納又は未申告がないこと。
- (2) 本事業の費用は無料とするが、自らの交通費や通信費等は、自らが負担すること。
- (3) 本事業の支援等を受けて、意欲を持って主体的に中小企業版 S B T 認定基準に合致した温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた削減計画や脱炭素経営ロードマップの策定を行うこと。
- (4) 本事業の成果として、S B T 認定の取得及び削減目標の達成は必須ではないこと。また、S B T 認定の取得を保証するものではないこと。
- (5) 本事業終了後、S B T 認定を取得した場合は、速やかに愛知県に報告すること。
- (6) 本事業において、愛知県及び県が委託する専門業者に提供された企業情報及び個人情報等については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、愛知県及び県が委託する専門業者が使用することに同意すること。
- (7) 愛知県あるいは県が委託する専門業者から、本事業の協力依頼があった場合は、最大限協力すること。
- (8) 共同申請者（連携パートナー）のネットワークを生かした事例展開に協力すること。
- (9) 愛知県の Web サイトや広報紙等において、本事業により得られた成果等が掲載されることに同意すること。
- (10) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合があること。
- (11) 支援企業及びその役員等は、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止すること。

②共同申請者（連携パートナー）

以下の（１）～（４）について同意する者とします。

- （１）愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- （２）本事業により作成したコンテンツ等を活用し、自らのネットワークを生かした事例展開（約 100 社以上）が見込めること。
- （３）本事業において、愛知県及び県が委託する専門業者に提供された企業情報及び個人情報等については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、愛知県及び県が委託する専門業者が使用することに同意すること。
- （４）愛知県あるいは県が委託する専門業者から、本事業の協力依頼があった場合は、最大限協力すること。